

# 第7章

## 歴史文化遺産の防災・防犯

### 1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

#### (1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状

兵庫県南部地震の記憶の継承のため、ホームページに「引き継ぐ震災の記憶」を掲載するほか、兵庫県南部地震を教訓として防災センターが開館、市民の防災学習の拠点となっている。校区まちづくり組織では防災・防犯に関する取り組みを進めている。

文化財の防災・防犯に関しては、毎年、文化振興課、消防局予防課、都市総務課が主催して「文化財防災・防犯パトロール」を実施するほか、「文化財防火デー」には明石市消防局ほかで防火訓練を実施している。

#### (2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題

地域防災計画に文化財の防災に対する条項が盛り込まれていないこと、文化財パトロールの推進、地域における防犯の取り組みが課題となっている。

### 2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針

①上位計画における文化財防災の位置づけ、②歴史文化遺産パトロールの推進、③文化財防犯・防災への支援の3点を方針とする。

### 3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

貴重な歴史文化遺産を災害などから守るため、文化財パトロールや防災設備設置の支援などの仕組みづくりを進める。

### 4. 歴史文化遺産の防災・防犯の体制整備の方針と推進体制

#### (1) 災害・防犯予防体制の整備の方針と推進体制

平時から、自然災害や盗難などの予防のため、文化財所有者、行政、市民、団体など各主体に応じた対策を講じる。

#### (2) 災害応急対策の体制整備の方針と推進体制

災害が発生した場合、各主体が適切な応急対策を進める。

#### (3) 災害復旧・復興の体制整備の方針と推進体制

大規模な災害からの復旧・復興に向けて、各主体に応じて対策を進める。



## 第7章 歴史文化遺産の防災・防犯

### 1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

#### (1) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状

本市では、兵庫県南部地震の発生によって、人的被害、住宅被害など未曾有の大被害を受けた。当時の市内の様子や震災から得た教訓などを後世に引き継ぐために、明石公園の石垣や天文台の内部の被災状況のほか、市内各地の被災状況の写真を「引き継ぐ震災の記憶」として、ホームページで掲載している。また、震災後20年を経た平成27（2015）年1月17日には、明石公園や大蔵海岸、明石市立天文科学館ほか被災地や震災にまつわるモニュメントなどを巡る「メモリアルウォーク」を実施した。

このほか、兵庫県南部地震を教訓として、平成15（2003）年には防災センターが開館して、市民の防災学習の拠点としている。

災害への備えは、地震、火災などを経験してはじめて気づくことがあるため、防災センターでは、最新の技術を取り入れ、ゲームや疑似体験などにより、リアルに災害を体験できる施設を整備している。この災害体験を通して防災に関する知識、技術を学び、市民の防災の行動を高めることを目的として、心肺蘇生法（AEDを含む）の習得のための講習会、市民救命士講習会などを実施し、災害への防備に努めている。

一方、寺社を対象としたアンケート調査では、美術工芸品の盗難や火災などへの対応として、非公開とせざるを得ないこと、公開するためには、ガラスケースや木箱などの設置を望んでいるが費用が確保できないことなどがあげられている。

さらに、市内各校区では、校区まちづくり組織を中心に「校区防災フェスタ」などが年に1回程度開催されており、校区住民が消火法などを学んでいる。また、校区まちづくり協議会では、自主防災対策本部を置き、年に数回の防災訓練の実施や、防災倉庫を設置して、備蓄品の拡充を進めている。こうした活動を支援するため、本市では原則、小学校単位で結成された組織に、自主防災組織支援補助金を交付している。

このほか、本市では、平成29（2017）年度に魚住まちづくり協議会との協働で実施した防災訓練の記録映像をもとに、地域での防災活動の検討や防災訓練を実施する際の参考として活用するためのDVDを作成し、28小学校区の自主防災組織に提供すること、自治会などおおむね10人以上の団体を対象に防災に関する出前講座を実施するなど、更なる地域防災力の向上を図る取り組みを進めている。

一方、国の文化財の保存に関わる分野では、昭和24（1949）年1月26日の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに、文化庁及び消防庁が毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開している。

また、首里城の火災による建造物消失などの事態を受けて、国では、令和元（2019）年12月23日文部科学大臣決定による「世界遺産・国宝等における防火対策5ヵ年計画」を策定し、令和2～6年度（2020～2024）までの5か年間を計画期間として、防火設備や警報設備の整備などのハ



防災出前講座の様子  
(総合安全対策課)

一面、防災計画の策定や設備の定期点検などのソフト面の両面から重点整備を進めることとしている。

本市においても、毎年、重要文化財の建築物と明石市都市景観形成建築物も併せて、文化財担当所管課である文化振興課と消防局予防課、都市総務課が主催で、明石警察署と関西電力株式会社などの協力を得て、「文化財防災・防犯パトロール」を実施している。令和3（2021）年は市内の文化財などを保有する柿本神社や茨木酒造などの建物 21 か所を対象に防火パトロールを実施した。



文化財防災・防犯パトロールの様子（令和2年：上段、令和3年：下段）

さらに、「文化財防火デー」の取り組みとしては、毎年、明石市消防局、明石市消防署、明石市消防団、文化財所有者や管理者が合同で文化財消防訓練を実施している。令和3（2021）年は、1月 26 日（月）午前 10 時から午前 10 時 30 分まで、市内魚住町の住吉神社で、明石市消防局・消防署など約 24 名が参加して、防火訓練を実施した。

訓練では、市指定文化財の楼門付近から、たばこの火の吸い殻の日が付近の枯草に燃え移ったとの想定のもと、訓練を実施した。



文化財防火デーの訓練の様子（令和3年）  
(明石市消防署HP)

## (2) 歴史文化遺産の防災・防犯に関する課題

- ・本市では、平成7（1995）年の兵庫県南部地震によって、明石城跡の櫓や石垣をはじめ、多くの被害を受けた。
- ・明石市地域防災計画は平成31（2019）年度に修正されているが、文化財の防災に対する条項が盛り込まれていないため、今後、閣議決定された第3次「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のひとつである「有形の文化財についての日常的な維持管理・適時適切な修理、防火・耐震・防犯の計画的かつ継続的な実施」にそって、防災対策に対する基本的な考え方を盛り込み、大規模災害への対応を図ることが求められる。
- ・防災に関する取り組みとしては、文化財パトロールが年に1回開催されているが、指定文化財も含めた歴史文化遺産の防災を推進するため、行政、文化財所有者、市民などの連携による取り組みの推進が課題となる。
- ・防犯に関する取り組みは、指定文化財、未指定の歴史文化遺産も共に、文化財所有者が担っているが、無住の神社の美術工芸品や石造物など、地域における歴史文化遺産の防犯の取り組みの推進が必要とされる。

## 2. 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針

本市における歴史文化遺産の継承のため、以下に示す3点を防災・防犯に対する方針とする。

### 歴史文化遺産の防災・防犯に対する方針

#### ①上位計画における文化財防災の位置づけ

本市では、地域防災計画に文化財防災の条項が盛り込まれていない。阪神淡路大震災を経験した自治体として、歴史文化遺産を災害から守るために、地域防災計画における防災条項を追記する。

#### ②歴史文化遺産パトロールの推進

歴史文化遺産の防災・防犯に対する対応策としては、平時の取り組みが重要である。このため、校区まちづくり組織を中心に文化財所有者や行政、市民が協働して、歴史文化遺産の防災・防犯を目的とした文化財パトロールを拡充する。

#### ③文化財防犯・防災への支援

指定等文化財を中心として、文化財の防災・防犯の取り組みを推進するため、文化財所有者が設置する防災設備への支援を行う。

### 3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する措置

貴重な歴史文化遺産を災害などから守るため、文化財パトロールや防災設備設置支援などの仕組みづくりを進める。

表 6-1 歴史文化遺産を災害などから守る仕組みづくりのための措置

No.	事業名・事業内容	財源 <sup>*1</sup>	主な取組主体	1年目	2年目	3年目	4年目	予定 （令和5～13年度）
				（令和4年度）	（令和5年度）	（令和6年度）	（令和7年度）	
36	<b>地域防災計画の文化財防災への対応</b> 阪神淡路大震災を継承するため、明石市地域防災計画に、歴史文化遺産に関する防災条項を追記し、文化財防災への対応を図る	市費	明石市防災部局	新規				
37	<b>文化財パトロールの拡充</b> これまで進めてきた文化財防火データの取り組みを継続するだけでなく、地域単位で市民による文化財パトロールを進める	市費	明石市防災部局 明石市文化財部局 明石市都市計画部局			新規		
38	<b>防災設備の設置への支援</b> 歴史文化遺産を災害や火災から守るため、文化財所有者等が設置する防災設備への支援を行う	国費 県費 団体費	明石市文化財部局 団体			新規		

※番号は6章の取り組みからの連番としている

※1：国費とは、文化財に関わる補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金などとする。

県費とは、文化財保存整備費補助金、ひょうご創生交付金、兵庫県景観形成支援事業に基づく各種助成などとする。  
以下の表についても同様とする。

※2：主な取組主体のうち、団体とは校区まちづくり組織、NPO法人、市民活動団体のほか、観光協会、企業等を指す。  
以下の表についても同様とする。

### 4. 歴史文化遺産の防災・防犯の体制整備の方針と推進体制

歴史文化遺産は、市民や文化財所有者などと連携しながら、防災の措置をとることが必要となる。

文化庁では、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』を作成し、国宝・重要文化財（建造物）や史跡等に所在する建造物の所有者などが総合的な防火対策を検討・実施することができるよう、消防庁、国土交通省と連携協力の下、各文化財などの特性ごとに、想定される火災リスク、防火についての基本的な考え方、必要な点検事項と手順、対応策などをまとめている。

このため、歴史文化遺産の保存を目的として、「災害予防」、「災害応急対応」、「災害復旧・復興」の3つの視点からの取り組みを推進し、防災体制の強化を図る。

#### （1）災害予防・防犯の体制整備の方針と推進体制

平時から、自然災害や盗難などの予防のため、各主体に応じた対策を講じる。

##### ○文化財所有者

- ・指定等文化財に関して、災害や盗難などからの被害を最小限にできるよう、自動火災報知機

や消火器具やスプリンクラーなどの消防設備の設置、建物内部の防炎対策、防犯カメラなどの設置を進める。

- ・地震対策の第一歩として、建造物等所有者自らが耐震診断の受診をしたうえで、安心して活用できるよう建造物の耐震化対策などを行う。

#### ○行政

- ・歴史文化遺産の防災を効率的かつ効果的に進めるために、明石市歴史文化遺産データベースを更新するなど、発災前の準備体制の構築を進める。
- ・大規模災害・火災などによる文書や美術工芸品などの消失、滅失に備え、その価値を保存するため、明石市文化財部局などが中心となって資料のデジタル化を継続して実施するなど、歴史文化遺産の記録保存を進める。
- ・指定等文化財への消防設備設置への支援、建造物耐震化に向けた支援を明石市文化財部局が中心となって行う。
- ・文化財防火デーなどにおいて歴史文化遺産を対象とした防災訓練を明石市防災部局が中心となって継続的に実施し、所有者・管理者などの防災意識の高揚を図る。
- ・明石市防災部局が中心になって、市民などからの消防機関への迅速な通報や防災設備の適切な使用、観光客などの避難誘導などの知識・技能の習得に努める。
- ・明石市防災部局が中心となって、防災訓練には市民の積極的な参加を促し、地区ぐるみで迅速かつ適切な対応を図れる体制づくりを進める。
- ・明石市文化財部局が中心になって、これまで把握してきた市内の歴史文化遺産について、校区まちづくり協議会、自主防災組織などへの情報提供を行い、歴史文化遺産の存在を認識してもらう取り組みを進める。

#### ○市民

- ・本市が健康増進の観点から設定する「ウォーキング」、「ランニング」、「サイクリング」のコースに歴史文化遺産を組み入れ、歴史文化遺産に日ごろから親しみ、異変があれば行政に通報するなど、文化財防犯・防災モニター活動への参加に努める。

#### ○団体

- ・校区まちづくり協議会が中心となって、これまでの防災・減災の知恵や技術について調査などを進め、校区の歴史文化遺産に対する防災意識の高揚を図る。
- ・明石市ハザードマップをもとに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの防災情報と歴史文化遺産の分布を重ね合わせ、災害危険度の高い歴史文化遺産を再確認して対策の検討を進める。

## (2) 災害応急対策の体制整備の方針と推進体制

不幸にして災害が発生した場合、各主体が応急対策を進める。

#### ○文化財所有者

- ・災害によって指定等文化財などが被災した場合、速やかに文化財部局に被害の状況を報告し、必要な手段を講じる。

#### ○行政

- ・被災した歴史文化遺産情報を迅速に収集できる体制を構築し、明石市文化財部局が中心となって、各分野の専門家との連携体制を整え、可能な限り歴史文化遺産の価値を損なわないよう、応急対策を講じる。
- ・市全域が被災するような大規模災害の場合、外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を要請する。
- ・明石市立文化博物館など、被災時に応急的な歴史文化遺産の保全拠点となりうる施設について、事前に役割分担などの調整を進める。

○市民

- ・日常の文化財防災・防犯モニター活動を通じた情報を行政や専門家に伝え、迅速かつ適切な応急対策の実施につながるよう、行動する。

○団体

- ・校区まちづくり協議会などを単位として被災時の迅速な応急対策を講じる。

### （3）災害復旧・復興の体制整備の方針と推進体制

大規模な災害からの復旧・復興に向けて、各主体に応じて対策を進める。

○文化財所有者

- ・文化財が被災した場合には、市の協力を得て、速やかに復旧・復興を進めることを検討する。

○行政

- ・文化財が被災した場合には、国や兵庫県の協力を得て、各種補助スキームを活用しながら速やかに復旧・復興を進めることを検討する。
- ・復旧・復興に伴う各種開発により、緊急の埋蔵文化財大規模発掘調査が必要とされる場合は、国、兵庫県の協力を得て、速やかに調査を実施することを検討する。
- ・災害を踏まえて、防災・減災の知恵や技術についての情報を整理・更新し、次の世代へと受け継ぐ。

○市民

- ・自らが被災しなかった場合には、被災地域の歴史文化遺産の復旧や復興に向けた取り組みに参加することを検討する。

○団体

- ・歴史文化遺産の復旧・復興の指針となる情報や発災前に記録化した地域コミュニティの歴史文化遺産に関する情報や記憶を、災害復興・復旧の際の参考資料として提供する。
- ・古文書の復旧・写真など個人資料の復元に向けて、歴史資料ネットワークなどの協力を得て、速やかに実施することを検討する。
- ・災害からの復興まちづくりの推進や地域コミュニティの再結成に歴史文化遺産を活用するための取り組みに協力する。